



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

資料 7

R6.7.24

第1回 日本版包装前面栄養表示に
関する検討会

加工食品における栄養成分等の 表示実態調査の方法

消費者庁食品表示課
2024（令和6）年7月

表示実態調査の概要

(1) 調査対象となる加工食品のカテゴリの選定

調査協力者であるスーパーマーケットから加工食品のカテゴリデータを入手し、各カテゴリ毎に選定目標とする加工食品数を決定。



(2) 調査対象となる加工食品の選定

(1) を基に、750点の加工食品を選定する。その際、製造・加工する食品関連事業者が偏らないよう、調査対象となる加工食品の一覧表を作成する。



(3) 加工食品における栄養成分等の情報収集

(2) で作成した一覧表に基づき、加工食品のパッケージを撮影し、「標準的な調理例」や「同例に基づく栄養成分表示」等を情報収集。



(4) 標準的な調理例の類型化

(3) で取りまとめた「標準的な調理例」や「同例に基づく栄養成分表示」について加工食品の特性等によって類型化。

加工食品における標準的な調理例の類型化のイメージ

水で抽出する食品



茶葉 コーヒー豆

水で塩抜きする食品



塩蔵わかめ

他の
類型

湯切りする食品



カップ焼きそば

他の
類型

一般的に牛乳を追加する食品



ココア等 シリアル

他の
類型

調理方法を表示する調味料

一つの食品を追加

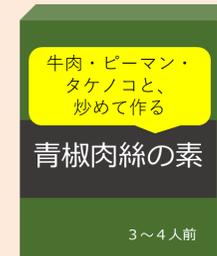
複数の食品を追加



パスタソース



合わせ調味料



ホットケーキミックス



カレールー



栄養成分等の表示実態調査の結果等を踏まえた上で、日本版包装前面栄養表示としては、どの程度の加工食品まで摂取時の状態を許容することが妥当であるかを検討。